

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

一級建築士として建築士事務所の管理建築士を務めていたXは、建築基準法違反行為を行ったとして、平成18年9月1日付けで、国土交通大臣から、一級建築士免許取消処分を受けた。その処分通知書には以下のような記載があった。

「あなたは、北海道札幌市〔以下中略、7件の建築物の所在地が記載されているが省略した〕を敷地とする建築物の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。また、北海道札幌市〔以下中略、5件の建築物の所在地が記載されているが省略した〕を敷地とする建築物の設計者として、構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行った。このことは、建築士法第10条第1項第2号及び第3号に該当し、一級建築士に対し社会が期待している品位及び信用を著しく傷つけるものである。」

当時の国土交通省では、建築士に対する懲戒処分の基準(以下「本件基準」という。)が意見公募手続を経て定められ、公表されていた。もっとも本件基準の別表第1には、表1～表4が付されているなど、かなり複雑な内容となっていた。

例えば、本件基準によれば、①懲戒処分は別表第1に従い、処分内容の決定を行うこととされており、②建築士が建築士法10条1項2号又は3号に該当するときは、別表第1の「表2の懲戒事由に記載した行為に対応する処分ランクを基本に、表3に規定する情状に応じた加減を行ってランクを決定し、表4に従い処分内容を決定する。」(別表第1(2))と定められていた。また、③別表第1の表2は、「違反設計」に対応する処分ランクを「6」とし、「不适当設計」に対応する処分ランクを「2～4」とし、「その他の不誠実行為」に対応する処分ランクを「1～4」とするなど、懲戒事由の類型ごとに処分ランクを定め、④別表第1の表3は、その処分ランクから、「過失に基づく行為であり、情状をくむべき場合」には1～3を減じ、「法違反の状態が長期にわたる場合」や「常習的に行っている場合」には3を加えるなど、情状等による処分ランクの加減方法を定め、⑤別表第1の表4は、このようにして決定された処分ランクが「2」の場合は「戒告」とし、「3」ないし「15」の場合はそれぞれ「業務停止1月未満」ないし「業務停止1年」とし、「16」の場合は「免許取消」とするなど、処分ランクに対応する処分等(文書注意を含む。)の内容を定めていた。

Xは建築基準法違反があった事実については争わないけれども、本件処分は、公にされている処分基準の適用関係が理由として示されておらず、行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるとして、本件処分の取消訴訟を提起

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

した。

最高裁平成23年6月7日判決は、以下のように判示して、本件処分の取消しを求める原告の請求を認容した。

「本件免許取消処分はXの一級建築士としての資格を直接にはく奪する重大な不利益処分であるところ、その処分の理由として、Xが、札幌市内の複数の土地を敷地とする建築物の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させ、又は構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行ったという処分の原因となる事実と、建築士法10条1項2号及び3号という処分の根拠法条とが示されているのみで、本件処分基準の適用関係が全く示されておらず、その複雑な基準の下では、Xにおいて、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は相応に知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることはできないものといわざるを得ない。このような本件の事情の下においては、行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならない、本件免許取消処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないものというべきである。」

問(1)(配点:50点)

行政手続法14条は、不利益処分をする場合には、その相手方に、理由の提示をしなければならないことを定めている。不利益処分において、理由の提示がされなければならないのは何故だと考えられるか。憲法上の根拠や、理由の提示の意義と機能を説明しつつ答えよ。

問(2)(配点:50点〔各25点〕)

上記最高裁平成23年判決に対して、以下の(a)(b)のような根拠から、本件では理由の提示の不備を根拠として処分を取り消すべきではないという見解も示されている。(a)(b)のそれぞれについて、あなたの見解を述べよ。

- (a) 行政手続法12条1項は、行政庁に不利益処分に関する処分基準を設定し公表する努力義務を課しているにすぎないから、行政庁が、適用関係を理由中に表示することまで必要ないと判断して、これを前提とした処分基準を設定することもその裁量権の範囲内に含まれると解する余地も十分ある。むしろ、そう解することが前記

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

---

努力義務規定ともよく整合し、現実に対応した柔軟な処理を可能にすることになる。それ故、本件処分通知書の処分理由の記載は処分取消しの効果に直結する瑕疵に当たらないと解すべきである。

- (b) 法廷意見のように、Xの請求を認容して本件免許取消処分を取り消しても、処分行政庁が、前回と同様な懲戒手続により、再度同様の免許取消処分を行うこともあり得るところであり、これに要する時間、労力及び費用等の訴訟経済の問題を考慮すれば、本件処分通知書の処分理由の記載は処分取消しの効果に直結する瑕疵に当たらないと解すべきである。

(資料)

建築士法（当時のもの・抄）

第10条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号の一に該当する場合においては、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
- 三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

〔2項以下省略〕